

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

令和3年7月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

博多バスターミナル

福岡市博多区博多駅中央街2番1号

2 変更に係る事項及び変更年月日

事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	博多バスターミナル株式会社 代表取締役 宮田 克彦	博多バスターミナル株式会社 代表取締役 吉村 達也	令和3年 4月1日
小売業を行う者	アシックスジャパン株式会社ほか26者	アシックスジャパン株式会社ほか25者	平成27年 4月1日
	アシックスジャパン株式会社ほか25者	有限会社 エイブほか23者	平成28年 4月1日
	有限会社 エイブほか23者	有限会社 エイブほか24者	平成29年 4月1日
	有限会社 エイブほか24者	有限会社 エイブほか22者	平成30年 4月1日
	有限会社 エイブほか22者	株式会社 ヴィ・ド・フランスほか20者	平成31年 4月1日
	株式会社 ヴィ・ド・フランスほか20者	株式会社 ヴィ・ド・フランスほか21者	令和2年 4月1日
	株式会社 ヴィ・ド・フランスほか21者	株式会社 ヴィ・ド・フランスほか20者	令和3年 4月1日

3 届出年月日

令和3年6月24日

4 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）